平成２３年（フ）第２９４号
福岡県久留米市太郎原町1406番地１
破産者　宮崎　貴吏
１　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
２　一般調査期日　平成24年３月５日午前11時
平成23年12月５日
福岡地方裁判所久留米支部
平成２３年（フ）第３７２３号
大阪府大東市氷野２―２―24、開始決定時の住所大阪府大東市中楠の里町10番22号　ルネエスタトーレ103号
破産者　池浦　安彦
１　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
２　一般調査期日　平成24年２月９日午後４時
平成23年12月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第６１３４号
大阪市旭区新森３丁目７番20号
破産者　丸山眞治子
１　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
２　一般調査期日　平成24年２月13日午後４時
平成23年12月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第６６７号
京都市左京区吉田神楽岡町79番地
破産者　武藤　　隆
１　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
２　一般調査期日　平成24年２月８日午後２時30分
平成23年12月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第６０９２号
大阪市福島区野田４丁目３番24号
破産者　山田　勝敏
１　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
２　一般調査期日　平成24年３月１日午後３時30分
平成23年12月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第１３９４号
埼玉県川口市西青木２丁目２番18―201号　白石グリーンコーポ、前住所埼玉県川口市並木３丁目６番22―801号　サンデュエル川口並木
破産者　鈴木　浩二
１　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
２　一般調査期日　平成24年３月５日午前10時30分
平成23年12月５日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第８４７５号
大阪府吹田市江坂町２丁目12番18号
破産者　永野　　修
１　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
２　一般調査期日　平成24年２月20日午後３時30分
平成23年12月６日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第１４号
岡山県倉敷市亀島１丁目33番18号
破産者　門田　哲史
１　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
２　一般調査期日　平成24年２月２日午前11時
平成23年12月６日
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第８９６０号
大阪市鶴見区放出東２丁目21番３号
破産者　多田竹株式会社
１　期日　平成24年１月24日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２０８７号
大阪市東成区深江北２丁目９番10号
破産者　トロップス株式会社
１　期日　平成24年２月21日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第２２号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地１
破産者　株式会社四国エム・デー・ケイ
１　期日　平成24年２月14日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年12月６日　徳島地方裁判所美馬支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６２号
鹿児島県伊佐市大口堂崎133番地、申立時の住所鹿児島県薩摩郡さつま町永野1000番地３
破産者　緒方　真悟
免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
平成23年11月29日
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０５９号
東京都中野区中野５丁目23番13―703号
清算株式会社　株式会社中野管財
代表清算人　池内　茂哉
１　決定年月日　平成23年12月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定の対象となる債権
本特別清算事件の開始決定日である平成23年９月１日（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする。
２　協定債権の権利変更及び弁済方法
清算株式会社中野管財（以下「会社」という。）は、別紙記載の各協定債権者に対し、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。
⑴　会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、元本及びこれに対し開始決定日の前日までに生じた利息・遅延損害金の合計額（以下「協定債権額」という。）の0.35％の金員を支払う。詳細は、別紙のとおりである。
⑵　協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、協定債権額から弁済額を控除した残額及び開始決定日後の利息・遅延損害金の全額につき、その債務を免除する。
⑶　会社は、２⑴の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、２⑵の規定により会社が受けた免除の額は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は協定債権者の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は四捨五入する。
⑶　協定債権者の弁済受領不能等
会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
協定別紙　省略
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第９４号
東京都中央区新川１丁目16番３号
再生債務者　ドーヴァル海運株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区西新橋１丁目４番９号　ＴＡＭビル７階　西内・加々美法律事務所　弁護士　加々美博久
平成23年12月２日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再）第９５号
富山県富山市八尾町深谷京ケ峰10番地
再生債務者　八尾観光開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区麹町４－２－１ＭＫ麹町ビル８階　麹町パートナーズ法律事務所　弁護士　小林　克典
平成23年12月５日
東京地方裁判所民事第20部